

西部クリーンセンター搬入



令和7年4月1日より料金改定

1. ごみの直接搬入

持ち込める物は、もえるごみ・もえないごみ・粗大ごみです。
ただし、搬入の際にごみの重量に応じた処理料金が掛かります。
そのため、直接搬入の場合は武雄市指定のごみ袋や粗大ごみステッカーは必要ありません。

2. 搬入日時

月曜日～土曜日、第2日曜日 9:00～16:00まで
※毎年1月1日～3日は搬入が出来ません
※土日、祝日、年末に搬入される場合は、事前予約が必要です。予約専用☎：0955-26-2500

3. 直接搬入手数料

※直接搬入の場合は、ごみの重量に応じた処理料金を支払います。
市指定のごみ袋や粗大ごみステッカーを貼って持ち込んだ場合もごみ処理料金は掛かりますので、ご注意ください。

令和7年4月1日～令和9年3月31日までの料金

ごみの種別	直接搬入手数料(ごみ処理料金)	
家庭系一般廃棄物 (家庭から出るごみ)	50kgまで	500円
	50kgを超えるもの	10kgにつき100円加算
事業系一般廃棄物 (お店や事業所から出るごみ)	50kgまで	800円
	50kgを超えるもの	10kgにつき160円加算

さが西部クリーンセンターの案内地図



「お問い合わせ先」
さが西部クリーンセンター(佐賀県西部広域環境組合)
〒849-5263 伊万里市松浦町山形5092-4
【総務部門】Tel:0955-26-2353
【ごみ搬入】Tel:0955-26-2333

搬入できないごみ・処分方法

さが西部クリーンセンターに搬入できないごみの種類

- ①土石類・コンクリートくず、製品・レンガ・瓦
- ②エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン
- ③乾電池・蛍光灯
- ④農薬・大型の農機具・農業用廃ビニール・漁網・海苔網
- ⑤タイヤ・バッテリー・ガスボンベ・消火器・中身が残った容器類・廃油等の液体・その他感染性、毒性、爆発性、発火しやすい物・産業廃棄物
- ⑥かん・びん・ペットボトルなどの資源物

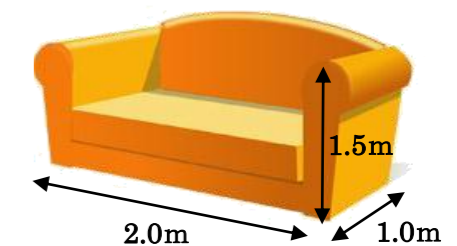
処分方法

- ① 購入店や専門の処理業者に処分を依頼してください。
- ② 家電リサイクル法に基づき、家電小売店等に引取りを依頼してください。
*パソコンは各メーカーに引取りを依頼してください。
*メーカーが不明の場合は、**パソコン3R推進協会** TEL03-5282-7685 へお問い合わせください。
- ③ 乾電池や蛍光灯は地区の集積所や各町公民館、両支所のリサイクル集積所に設置の回収ボックスに入れてください。
- ④ 農業で使用した廃ビニール等は、購入店や農協等に処分を依頼してください。
- ⑥ 購入店や専門の処理業者に処分を依頼してください。少量の廃油が残っている場合は、布や新聞に染み込ませて染み込ませたものはもえるごみへ。家庭で使用した医療器具(注射器等)は購入された病院へ処分を依頼してください。
産業廃棄物については、**佐賀県循環型社会推進課** TEL0952-25-7108 へお問い合わせください
- ⑥ 市でリサイクルを行っているため、地区の集積所等に出してください。

条件を付けて搬入できるもの

★もえる粗大ごみ(木製など)

「1. 5m×1.0m×2.0m未満」であれば搬入可能。
それより大きい物を搬入したい場合は、それ未満になるように解体し搬入して下さい。



★もえない粗大ごみ(金属製など)

「1. 5m×1.0m×2.0m未満」であれば搬入可能。
それより大きい物を搬入したい場合は、それ未満になるように解体し搬入して下さい。

◆①木材等の長尺物

直径20cm未満にし、長さ2.0m未満になるようにして搬入して下さい。



◆②剪定枝

枝葉を落とし、長さ2.0m未満になるようにして搬入して下さい。

枝葉を落として2.0m未満にする

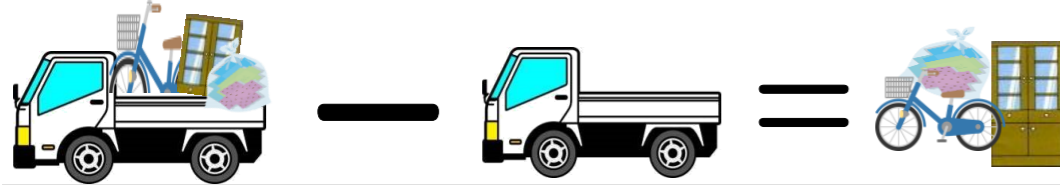
※条件を満たしていないものは、搬入できませんのでご注意ください。

1 回目の計量

2 回目の計量

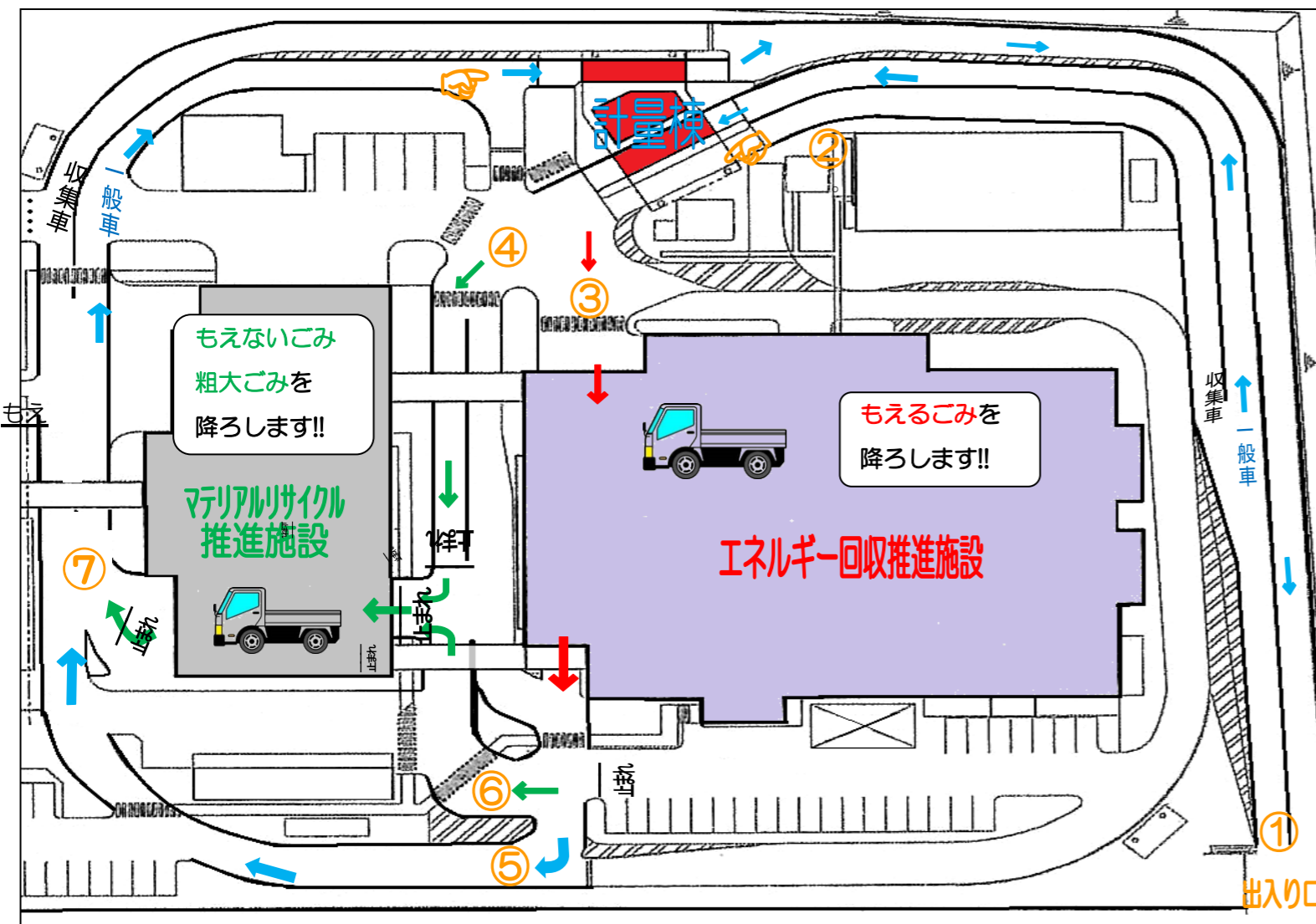
ごみの重量

処理料金は50kgまで一律
50kg 以上は 10kg ごとに
加算されます!



◆注意事項

1. 重さ4t、全長5m、幅2.5mをいずれも超えない車両で持ち込んでください。ごみが落ちないようにして運んで来てください。
2. 受付の際は、車から降りて受付をしてください。帰る際も、車から降りて料金のお支払いをします。
3. それぞれのごみ処理施設に搬入できるごみが展開検査を行います。搬入できないごみや産業廃棄物などが混入していた場合は、持ち帰っていただきます。袋や箱に入れて搬入された場合は、破袋等の作業を行い確認させていただきます。



- ※もえるごみだけの場合の帰りは⑤へ進みます。
- ※もえないごみ・粗大ごみだけの場合は④へ進みます。
- ※もえるごみからもえないごみ・粗大ごみは⑥へ進みます。

西部クリーンセンターへのごみの出し方 Q&A

Q:直接搬入とは何ですか？

A:さが西部クリーンセンターに、ご自分でゴミを搬入することです。

Q:直接搬入する時、身分証明書が必要ですか？

A:さが西部クリーンセンターを所轄する構成市町の住民かどうかの確認のため、身分証明書(運転免許書など)の提示が必要です。構成市町以外の方は、搬入できません。

Q:直接搬入する時、お金がかかりますか？

A:持ち込んだゴミの重量に応じたゴミ処理料金がかかります。

ここで、料金を支払いますので、武雄市指定のゴミ袋に入れたり、粗大ごみステッカーを貼ったりしないでください。

Q:搬入時に注意することはありますか？

A:ゴミをスムーズに搬入できるように、もえるごみ、もえないごみ・粗大ごみに分別して車に積み込んでください。

施設内は時速20キロ以下で走行し、誘導員の指示に従ってください。

Q:ガス抜きをしていないスプレー缶も出してもいいですか？

A:搬入できません。

ガス抜きされていないスプレー缶による火災が発生します。

施設の緊急停止や施設・設備の破損などごみ処理施設のトラブル防止のためご協力ください。

Q:地区の集積所には、これまで通りだせますか？

A:これまで通り出すことができます。

武雄指定のごみ袋や粗大ごみステッカーを貼って出してください。

Q:今まで大きな粗大ゴミや引っ越しの時に大量のゴミを収集業者に依頼して処分していましたが、今後も依頼できますか？

A:市内の収集運搬許可業者がありますので、依頼することができます。

収集運搬料金 2t車程度 1台あたり 7000円+消費税

ゴミ処理料金 50キロまで 800円

50キロを超えたら 10キロ増すごとにつき 160円加算

※ここで、ゴミ処理料金を支払うので、武雄市指定ごみ袋や粗大ごみステッカーは不要です。

さが西部クリーンセンターは、みんなの生活に欠かせない重要な施設です。ルールを守り、適正分別、適正搬入を心がけましょう。